

平成30年度 定期総会資料

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会

日時：平成30年6月16日（土） 18時～
場所：道の駅 湧水の郷 しおや 多目的ホール

総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ 反対同盟会会長 君島 勝美
- 3 来賓あいさつ 塩谷町長 見形 和久 様
塩谷町議会議長 斎藤 定男 様
栃木県議会議員 船山 幸雄 様
- 4 議 事
議案第1号 平成29年度 活動報告について
(事業期間 平成29年6月1日~平成30年5月31日)
議案第2号 平成29年度 収支決算報告及び監査報告について
(事業期間 平成29年6月1日~平成30年5月31日)
議案第3号 平成30年度 活動方針(案)について
議案第4号 平成30年度 収支予算(案)について
議案第5号 平成30年度 役員について
- 5 新旧役員あいさつ
- 6 その他
- 7 閉 会

議案第1号

平成29年度 活動報告

No.	期 日	活 動 名	備 考
平成29年			
1	6/12 (月)	会計監査	5名
2	6/17 (土)	平成29年度 塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会定期総会	約320名
3	6/26 (月)	第1回 同盟会役員会議 (同盟会事務所)	14名
4	6/27 (火)	同盟会かわら版 第28号発行	
5	6/30 (金)	本町の指定廃棄物一時保管場所の強固化要望書を町長に提出 (君島会長・手塚副会長)	2名
6	6/30 (金)	本町の指定廃棄物一時保管場所の強固化要望書を町議会議長に 提出(君島会長・手塚副会長)	2名
7	6/30 (金)	指定廃棄物一時保管場所の強固化及び農業系副産物の減容化・安 定化による集約の処理促進に向けての栃木県から環境省への働 きかけのお願い文書を県知事に提出(君島会長・手塚副会長)	2名
8	7/11 (火)	同盟会かわら版 第29号発行	
9	7/25 (火)	同盟会かわら版 第30号発行	
10	7/14 (金)	環境省を訪問し、ダイレクトメールを返却(君島会長)	164通
11	7/31 (月)	第2回 同盟会役員会議 (同盟会事務所)	14名
12	10/ 6 (金)	6月に県知事宛てに提出したお願い文書についての報告のため、 県廃棄物対策課長が同盟会事務所を来訪(君島会長・和氣事務局長)	2名
13	10/ 6 (金)	第3回 同盟会役員会議 (同盟会事務所)	12名
14	10/25 (水)	同盟会かわら版 第31号発行	
15	11/ 7 (火)	テレビ東京(ゆうがたサテライト)が指定廃棄物処分場問題で取材 (君島会長・和氣事務局長)	2名
16	11/20 (月)	テレビ東京(ゆうがたサテライト)で放映	
17	11/24 (金)	同盟会かわら版 第32号発行	
18	12/18 (月)	第4回 同盟会役員会議 (同盟会事務所)	13名
19	12/26 (火)	同盟会かわら版 第33号発行	
平成30年			
20	2/15 (木)	第5回 同盟会役員会議 (同盟会事務所)	12名
21	3/11 (日)	同盟会事務所当番の件で上寺島区総会に出席(君島会長)	1名
22	3/27 (火)	同盟会かわら版 第34号発行	
23	3/31 (土)	全行政区の日替わりによる同盟会事務所当番を終了	
24	4/27 (金)	県環境森林部廃棄物対策課職員が詳細調査候補地を視察(6名)	
25	5/ 8 (火)	同盟会役員の件でお願いをするため、会長が町区長会に出席	1名
26	5/16 (水)	第6回 同盟会役員会議 (町役場)	12名

平成29年度 収支決算報告書

◎収入の部

科 目	金 額	内 訳
1. 前年度繰越金	2,863,603	
2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等)	120,000	・区 104,000 ・個人 16,000 ・団体 0
3. ステッカー販売収入	10,000	・ステッカー 10枚 10,000
4. 募金	0	・区 0 ・個人 0
5. 寄付金	14,600	・企業、各種団体 13,600 ・個人 1,000
6. その他収入	24	・預金利息等 24
合 計	3,008,227	

◎支出の部

科 目	金 額	内 訳
1. 同盟会運営費	153,927	
① 集会等開催費	0	
② 街頭活動費	120,327	・広報車賃借料 100,000 ・道路使用許可申請料 16,100 ・広報車がソソ代 4,227
③ 抗議活動費	0	
④ 外交活動費	13,600	・チラシ折り込み料 13,600
⑤ 事務所運営費	20,000	・事務所運営に関する費用 (事務所茶菓子代)
2. 通信費及び雑費	286,466	
① 光熱、水道費	92,996	・事務所電気代 92,996
② 通信運搬費	124,314	・電話料金 98,346 ・インターネット料金 18,096 ・郵送料金 7,872
③ 雑費	69,156	・監視カメラ修理費用 (維持管理含む) 56,224 ・吉岡先生死去 (香典/弔電) 10,592 ・ワゴン車返却時菓子折 1,350 ・事務用品購入費用 990
合 計	440,393	

収入合計 3,008,227 - 支出合計 440,393 = 残金 2,567,834

残金については、次年度へ繰越いたします。

平成30年6月16日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

監 査 報 告 書

平成30年6月12日、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所において、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの会計処理の監査を実施したところ通帳、証票、関係帳簿等がすべて適切に処理されておりましたので報告いたします。

平成30年6月16日

最終処分場反対同盟会 監事 中山 賢 寿

最終処分場反対同盟会 監事 斎 藤 恒 好

議案第3号

平成30年度 活動方針（案）

平成26年7月30日に栃木県における指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地として「寺島入国有林」が選定されてから、まもなく4年を迎えようとしております。

その間、指定廃棄物最終処分場問題を取り巻く状況は、大きな変化を見せております。本町では、3年前の関東・東北豪雨の影響により、詳細調査候補地が冠水する事態が発生いたしました。このことを受け、町は、候補地は適地にあらずとして、同年12月7日に指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を環境省へ返上いたしました。

一方、環境省は、一時保管農家の負担軽減策として、昨年7月10日に開催されました指定廃棄物の一時保管農家を抱える6市町長会議において、各市町ごとに暫定集約保管とする案を示し、現在、国の責任で各市町と個別に協議をしております。

しかしながら、この案を示しながらも、県内1箇所に最終処分場を整備する方針を堅持しております。

他方、本町と同様の問題を抱える他県の状況を見ても、宮城県においては、栗原市、大和町、加美町の3市町が候補地の返上を表明、千葉県においても、候補地に選定された千葉市が詳細調査の受け入れ拒否を表明しており、指定廃棄物の処理に関するその後の進展は一切ありません。

また、茨城県、群馬県においては、県内一カ所集約を諦め、現状の一時保管を継続して、段階的に処理する、いわゆる『現地保管継続・段階的処理』とする方針へと舵をきっており、事実上の環境省処理方針の撤回ともいえる状況であります。

このように刻々と状況が変化しているにも関わらず、現在も行政区長宅への戸別訪問、更には地元新聞やラジオ等のマスメディアを使って広告を掲載するなど、塩谷町に対してプレッシャーをかけ続けております。

そのような中で、今、私たちに求められているのは、国が行う詳細調査に繋がるすべての事業を「絶対反対」「断固拒否」し続ける意思を全町民で統一し、何があってもこの塩谷町の自然を守り、後世の代につけを残さない。そして上流の町に住む者として、清流 荒川・鬼怒川の水を守り、下流域の人々に安全な水を送り届ける責務を果たすことでもあります。

すべての町民が「白紙撤回」を勝ち取るまで闘い抜くため、引き続き「町民心ひとつ 一致団結」のスローガンのもとに、粘り強く活動を続けていくことを平成30年度の塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の活動方針として提案いたします。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会
会長 君 島 勝 美

平成30年度 収支予算(案)

◎収入の部

科 目	金 額	内 訳
1. 前年度繰越金	2,567,834	
2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等)	50,000	・区 30,000 ・個人 20,000
3. ステッカー販売収入	5,000	・ステッカー 5,000
4. 募金	5,000	
5. 寄付金	5,000	
6. その他収入	166	・預金利子等 166
合 計	2,633,000	

◎支出の部

科 目	金 額	内 訳
1. 同盟会運営費	170,000	
① 集会等開催費	30,000	
② 街頭活動費	30,000	・道路使用許可料等
③ 抗議活動費	80,000	・のぼり旗、ポール代
④ 外交活動費	20,000	・チラシ折込料 20,000
⑤ 事務所運営費	10,000	・事務所運営に関する費用 10,000
2. 通信費及び雑費	160,000	
① 光熱、水道費	30,000	・事務所電気代
② 通信運搬費	70,000	・電話料金 55,000 ・郵便料金 15,000
③ 雑費	60,000	・監視カメラ修理、維持管理等 50,000 ・事務用品 10,000
3. 予備費	50,000	・上記科目の不足分を充当
4. 次年度(H31)繰越金	2,253,000	・次年度への繰越金
合 計	2,633,000	

収入合計 2,633,000 - 支出合計 2,633,000 = 差引残金 0

上記の通り、上程いたします。
平成30年6月16日

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

議案第5号 平成30年度役員について

平成30年度役員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	君 島 勝 美	第 5 ブ ロ ッ ク	前 年 度 よ り 再 任
副 会 長	斎 藤 明	大宮地区 区長会 会長 (大久保 区 長)	第3ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
副 会 長	大 島 照 夫	船生地区 区長会 会長 (西古屋 区 長)	第12ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
副 会 長	菅 圭 逸	玉生地区 区長会 会長 (熊ノ草 区 長)	第7ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
事務局長	和 氣 孝 夫	上 寺 島 区	前 年 度 よ り 再 任 (会 員 の 中 か ら 選 出)
会 計	関 雄 治	船 場 区 長	会 員 の 中 か ら 選 出
監 事	倭 文 廣	上 寺 島 区 長	前 年 度 理 事 よ り (会 員 の 中 か ら 選 出)
監 事	福 田 孝	河 原 区 長	会 員 の 中 か ら 選 出
理 事	安 藤 昇 徳	第 1 ブ ロ ッ ク 選 出 (大宮下 区 長)	第1ブロック選出理事
理 事	別 井 浩 二	第 2 ブ ロ ッ ク 選 出 (田所下 区 長)	第2ブロック選出理事
理 事	神 長 之 雄	第 4 ブ ロ ッ ク 選 出 (上平 区 長)	第4ブロック選出理事
理 事	見 形 光 二	第 6 ブ ロ ッ ク 選 出 (飯岡 区 長)	第6ブロック選出理事
理 事	柿 沼 努	第 8 ブ ロ ッ ク 選 出 (玉生宿 区 長)	第8ブロック選出理事
理 事	斎 藤 富 久	第 9 ブ ロ ッ ク 選 出 (合柄橋 区 長)	第9ブロック選出理事
理 事	斎 藤 和 也	第 10 ブ ロ ッ ク 選 出 (佐貫 区 長)	第10ブロック選出理事
理 事	西 畑 高 敏	第 11 ブ ロ ッ ク 選 出 (宿上 区 長)	第11ブロック選出理事

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会規約

(目 的)

第1条 塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会は、雄大な高原山と尚仁沢湧水に代表される塩谷町の豊かな「自然と水」を守り、そこに生きる塩谷全町民の安心安全な生活を将来にわたり大切に守り育てていくと共に、荒川及び鬼怒川流域の水環境保全、生活環境向上と、安全安心な地域社会の実現に寄与するため、源流域の町の責務として、福島第一原子力発電所事故を起因として発生した指定廃棄物の最終処分場詳細調査候補地を、塩谷町上寺島地内の寺島入国有林野に選定したことに対し、候補地選定の白紙撤回を成就させることを目的として活動する。

(名 称)

第2条 本会は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会（以下「同盟会」という。）という。

(事 業)

第3条 同盟会は、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定の白紙撤回（以下「白紙撤回」）を達成するため次の事業を行う。

- (1) 白紙撤回のための署名活動
- (2) 白紙撤回のための要望、請願活動等
- (3) 白紙撤回のための各種大会の開催
- (4) 白紙撤回のための各関係機関、団体との連絡及び調整
- (5) その他白紙撤回のために必要な事項

(構 成)

第4条 同盟会は、塩谷町民全員が会員であり、別図1の組織により構成するものとする。

(役 員)

第5条 同盟会には、会長、副会長、会計、事務局長、監事及び理事の役員を置く。

- 2 会長1名、副会長3名は、第4条の構成員のうち理事の職にあるものから互選する。
- 3 会計1名、事務局長1名、監事2名及び事務局員は第4条の構成員の中から適任者を選任する。
- 4 会長は会務を総括し、会長に事故ある時は副会長がその職務を代理する。

(任 期)

第6条 同盟会役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第7条 同盟会の事業を円滑に行うため、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長の命により本会の事業執行にあたる。
- 3 理事会は、ブロック毎に選出された理事を以って構成する。
- 4 理事会は、必要に応じて理事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会 議)

第8条 同盟会の会議は、会長が召集し議長となる。

- 2 会議には、必要に応じて本会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総 会)

第9条 同盟会の総会は全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年6月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(事務局)

第10条 同盟会の事務局は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所内に設置する。

(経 費)

第11条 同盟会の経費は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会が収受する寄付金等及び事業により得た収益等を充当する。

- 2 会計年度は6月1日から翌年の5月31日までとする。

附 則

- 1. この規約は、平成28年6月18日から施行する。
- 2. 平成29年6月17日 一部改正

別図1

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会組織図

